

第 6 回 川崎市自治推進委員会 議事録

日 時 平成 19 年 11 月 28 日（水）午後 6 時 30 分から 8 時 50 分まで
場 所 高津区役所 5 階 第 1・2 会議室
参加者 梅本真理子、小島聡、竹井斎、矢島尚、吉田彩（以上、川崎市自治推進委員）
三浦総合企画局長
瀧峠総合企画局自治政策部長
小倉総務局システム企画課長
神山総務局市民情報室市民の声担当主幹
綱島総務局市民情報室市民の声担当主幹
（事務局）折原主幹、荻原課長補佐、対馬主査、野和田職員
（以上、総合企画局自治政策部）

傍聴人 1 人

- 次第 1．局長あいさつ
2．第 5 回自治推進委員会審議事項の確認（資料 1）
3．議題
（1）自治基本条例に基づく自治運営に関する
制度・施策の運営状況等について（資料 2・3・4）
（2）自治推進委員会報告書の柱立てについて（資料 6）
4．その他

司会：小島聡委員長

開会（小島聡委員長）

会議公開の確認と委員の了承

1 局長あいさつ

三浦局長 前回まで、区民会議、自治基本条例に基づく様々な取組の状況についての報告がありました。川崎市では実行計画と総合計画の見直しのタウンミーティングを実施し、総勢 2,700 名の方々の参加をいただきました。また、出前説明会なども開催しております。本日は、自治基本条例に基づく制度・政策の全般的なご確認、報告書の柱立てについてのご意見をいただければと考えております。まだまだ取組はスタートしたばかりで、中身をしっかりとしたものにしていかねばならないので、きたんのないご意見をいただき、報告書の中に提言などを盛り込んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 第 6 回自治推進委員会審議事項の確認（資料 1）（事務局：総合企画局折原主幹）

関係者の紹介

配布資料の確認

前回委員会の審議事項「区民会議の論点整理として、情報共有、参加、協働の視点から区民会議の運営状況と課題について」について主に以下のことが確認されました。

- ・はじめに、各区の状況を把握するために行ったアンケート調査の結果について報告しました。内容は、区民会議の委員間の課題の共有や合意形成の困難さ、一般市民の周知や参加を促す取組の必要性、あるいは区役所による課題解決に向けた支援の仕組みづくりの必要性などについてでした。
- ・事務局の報告に続き、多摩区、麻生区から両区の区民会議についての報告をいただきました。
- ・多摩区では、審議事項について理解を深めるため委員全員で自発的なミーティングや勉強会を重ねているといった点や、麻生区では、区民会議ニュースの発行やタウン誌への掲載など広報活動に特に力を入れている点などが特徴的だったかと思えます。
- ・また、委員の皆様からは、各区の区民会議の委員同士の交流会に参加しての経験からこうした交流会の開催の意義や、区におけるまちづくり推進組織と区民会議との連携の必要性についての御意見、更には、区民会議について目的や位置づけといったものが一般の市民には分かりづらいのではないかといった御意見などをいただきました。
- ・最後に、それぞれの区民会議の多様性は自治の観点からは大いに意味があるのではとったことの確認が行われました。また、委員の方からは各区区民会議委員同士の交流会に参加しての意見などがありました。
- ・なお、配布した各区民会議の一覧は行政側の意見をまとめたものだったため、委員の意見を盛り込む必要があるという意見をいただきました。現在各委員に確認中ですので、準備できしだい提供する予定です。
- ・次回(=本日の第6回委員会)は、自治運営に関する運営状況等について話合うことが確認されました。

3 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度・施策の運営状況について(資料2)

(総合企画局折原主幹)

本日は、自治基本条例に基づく自治運営の基本原則である市政に関する情報の共有、市民の参加、市民との協働の3原則の視点に照らしながら、資料2に掲載しております制度や施策の全体を見渡して、課題や改善点等について検証するといった観点で進めたいと考えております。

資料2には、自治基本条例の条文のうち市民自治に関わるものとして、第21条以下の区役所に関する制度・施策と、情報共有・参加・協働の3原則に関わる制度・施策を一覧にしております。そして、そうした制度等の主な取組・成果と課題、平成20年度以降の方向性の欄には、現在策定中のマスタープラン(新総合計画の新しい実行計画)の素案内容や、新総合計画の進捗状況、評価を取りまとめたものを抜粋して掲載しております。

第21条「必要な組織の整備等」についてですが、一つは区役所を地域のまちづくり拠点として整備するといった施策で、具体的には放置自転車対策など身近な地域課題や道路・公園など都市施設の維持管理といった課題にも対応できる体制の整備に向けた取組。もう一つは区役所を総合的な子ども支援拠点として整備するといった施策で、具体的には区において子どもに関する相談や情報提供機能などを充実させていくといった取組ですが、こうした施策を今後の方向性として定めているところです。次に「区における市民活動支援体制の整備」については、川崎市民活動センターが平成15年に開設され全市レベルでの市民活動拠点の整備が行われ、続いて各区や地域における拠点の整備についてもガイドラインが策定され、区役所の市民活動支援コーナーや子ども文化センターの活用により整備されているところですが、今後はこうした拠点の機能を更に充実

させるとともに、各拠点の利用情報を HP などで一元的に分かり易く情報提供、情報共有していくことが課題となっております。「区役所機能の強化」については、前回の会議で説明のありました「区における総合行政の推進に関する規則（局と区間の情報共有や課題の調整の仕組みについて定めたもの）」、区の独自の執行予算である協働推進事業費などを活用しながら、区役所が地域の課題解決や区民との協働の取組を推進していくための事業や計画づくりに今後どのように取り組んでいくのかといったことなどが課題となっております。

第 22 条「区民会議の設置」、第 23 条「情報提供（広報・報道）」については、前回及び前々回の会議で御審議いただきました取組や課題等記載しております。

第 24 条「情報公開制度」は「川崎市情報公開条例」に基づいて実施していますが、現在電子申請による公文書の開示請求手続きの導入や、公文書開示の請求件数が多い情報ですべて開示しているものについては請求手続きを経ることなく窓口等で閲覧できるよう手続きの簡略化を図るなど、市民との情報共有を進めていくための取組を行っています。

第 25 条「個人情報の保護」は、「個人情報保護条例」に基づいて実施していますが、情報公開制度により市民との情報共有を進める一方で、情報化の進展の中で、個人情報の適正な管理やセキュリティ対策が課題となっております。

第 26 条「会議公開」では、「審議会等の会議の公開に関する条例」に基づいて実施しており、この自治推進委員会も市民、学識経験者を構成員として設置している審議会ですので会議公開の対象です。会議の開催については、予め HP 等で公表しなければならないということになっておりますが、制度そのものの周知が課題なのではないかと考えております。

第 27 条「情報共有の手法等の整備に関して」要綱等の公表については、今年度から市のすべての要綱や要領といった行政運営上の内部の一般的な準則、事務処理の方法などを定めたものを、HP や区役所、情報プラザで公表しております。実施後間もないため所管課からは特に課題等があげられておりませんが、やはり制度の周知が課題であると考えております。「IT を活用した参加と協働の仕組みづくり」では、宮前区において既に地域ポータルサイトを開設していますが、市レベルでも来年の 1 月から民間事業者が運営する地域ポータルサイトに行政情報を提供することで地域情報と一体となった情報発信・情報共有を行っていく予定です。課題としては、運営主体が事業者であっても、セキュリティ体制や個人情報対策など市民が安心して利用できるサイトの運営が必要といったことが挙げられます。

第 28 条「多様な参加の機会の整備等」では、市政に関する問合せ、意見、相談等について電話や電子メール、FAX、手紙など様々な媒体による問合せ等を一元的に受け付け迅速に回答する部署として、総合コンタクトセンター、サンキューコール川崎を設置しています。市政への意見、要望等を総合的、一元的に受け付けて所管課に確実に繋げていけるといった点で市政への市民参加を担保する制度として有効であると思っておりますが、課題は、そうした市民ニーズの内容を分析し、市の施策や事業に反映させていく仕組みづくりが必要であることと考えています。

第 29 条「審議会等の市民委員の公募」については、「付属機関等の設置等に関する要綱」等に基づいて実施していますが「設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする」といった努力義務であるため、付属機関 226 のうち 39 機関のみ、委員総数 2,689 人中 130 人が公募委員です。公募委員数については、機関毎の委員数の 2 割以上となるよう努めるものとするといった目標値があります。自治推進委員会では委員の半数である 3 名が公募委員ですが、39 機関中約半数は 2 割に達していないため、市民の参加といった視点からは課題と考えています。

第 30 条「パブリックコメント手続き」では、市民の生活にとって重要である政策等(行政計画、条例、審査基準、処分基準、行政指導指針など)を定める際に、その内容を案の段階で公表し市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続きを市の共通ルールとして定めたものです。本年 4 月の条例施行後 31 件実施しました。課題としては、HP や市政だよりによる広報は行っていますが、制度自体の周知、情報提供・情報共有が更に必要と考えています。

第 31 条「住民投票制度」。市政に関する重要事項につき直接住民の意思を確認するもので市民の参加の制度として重要なものですが、現在条例の制定に向け検討中ですので進捗した段階で別途報告させていただきます。

第 32 条「協働推進の施策整備等」、総合的な市民活動支援施策の確立については、市民活動支援の具体的な方策として、市民活動センターを中心に活動の場の提供、活動資金の確保、人材育成、情報の共有化と 4 つの柱を基本として取り組んでいます。協働型事業の拡充については、今後様々な市民活動の分野で協働型事業をどのように拡充していくのか、具体的な仕組みづくりを検討する必要があると考えています。

第 33 条「自治運営の制度等のあり方」とは本委員会の取組のことですが、審議結果の具体化や情報発信の効果的な手法等について、御意見等いただきながら今後も進めていきたいと考えております。

竹井委員 第 21 条「必要な組織の整備等」の 2 点目「区役所を総合的な子ども支援拠点として整備」とありますが、総合的な子ども支援拠点整備、公園や道路整備の 2 つが対象ということですか？

折原主幹 2 つ目の道路・公園や総合的な子ども支援の今後の方策等は現在検討中ですが、1 つ目にある地域まちづくり支援体制では放置自転車対策・ポイ捨て条例などといった、身近な環境整備をしたり、まちづくり課題に対応するため柱立てとなっています。

竹井委員 例えば町内会の活動などをしていると現在区役所の地域振興課などに相談に行くのですが、地域のまちづくりについては本庁のまちづくり局などの支援も受けていることが多いのではないかと思います。人員の問題もありますが、区役所を地域のまちづくり拠点として整備するためには、区役所の中で地域のまちづくりを担当する部署が強化されないと難しいのではないのでしょうか。

折原主幹 地域のまちづくり支援体制に関しては、一覧の 20 年度以降の方向性にもあるように区民主体の地域まちづくり活動を支援するため、区役所の整備とあわせながら、検討しています。

梅本委員 つまり、人員が増えていくということですか。

三浦局長 職員数を増やせば効果につながるという風に、単純にはいかないのだろうなと思っています。川崎市は行革プランにより 5 年間で 1,900 人ほど削減しましたが、また今改訂を行っている第 3 次行財政改革プランでは、今後 3 年間でさらに 1,000 人削減する予定です。そうした状況の中で、区の中で区を主体としたようなまちづくりがきちんとできるように人材や仕組みを見直すことが大事なのだと考えています。耐震偽装の問題があったとき、各区に建築士などを置いていましたが区に分散してしまうとなかなか専門的なノウハウが身に付かないため、市に集約しノウハウを継承する体制にしました。区ではハード系のまちづくりをどう支援していくかが議論されています。区と本

庁のまちづくりセクターのつながりを作っていくことが一番大きな課題です。「区における人材を含めた体制強化」ということと「効率的な職員配置」の両方を目指していく必要があると考えています。

竹井委員 人数を増やすのも1つ、他の自治体では、小学校区単位など地区単位で役所内の管理職を配置しているところがありますがそれも1つの方法だと思います。難しい面はあると思いますが、月に何度か担当区に赴き相談にのるなど支援をするといった形をとれば、人を増やさずにすむのではないかと思います。

小島委員長 個別の行政課題はありますが、ここで議論をしていたら終わりません。問題は、この自治推進委員会では自治基本条例に関する全般を見ることです。このような一覧をみることで市政がどう動いているかがわかるのです。

お二人の議論は第15条「市の組織」の部分だと思います。川崎市の自治運営の中で職員組織をどう組むかはとても重要なことです。建築確認の例が出ましたが、社会変化に対応するため組織を見直すことは必要ですね。ただし、もっと人を増やせという議論よりも自治運営に関わってどうということが行われているか、どうこの一覧で見せることができるか、そういうことをここでは話し合うべきだと思います。

第29条「公募委員」の課題が「-」になっていますが、口頭では2割に達していないという課題が出ていたと思います。委員会の性質もあるため、平成20年度以降にすべて公募委員が目標に達すればいいという話ではないと思いますし、ジェンダーバランスの問題もあります。そういった課題があるのであればきちんと記載して欲しいと思います。

また、「要綱の公表」についてはホームページでも公開されているということで、望ましいことです。例規集とは、まさに条例と規則を集めたものですが、要綱もローカルルールの一つであるとするならば、例規と要綱を一体的に運用することが必要です。議員立法も含めて、市民が立法（条例を作る過程）に参加しようとするときに、ローカルルールをきちんと理解し、まちづくりに関する様々な条例がどうなっているかを知り、そのルールがどう動いているか、そしてそのルールは自分に帰ってくる、関係があるということを認識してもらう必要があります。条例提案をパブコメしたりすることもあるわけで、その意味では、単独である要綱は別としても、条例・規則と要綱の関係を整理して、そうした法体系が見える形での公開をしてほしいなと思います。その際には、要綱の条例化なども課題となるかもしれません。参加を促すために必要だということです。課題が「-」となっている部分をもう一度見直していただきたいと思います。

意見交換

竹井委員 第26条「会議公開」のところについては、以前から審議会などの議事録の掲示があったとは思いますが、今年は3年前くらいに比べて会議の掲載数が減っている気がします。例えば自治推進委員会は専用のホームページ(以下、HP)に載っているため審議会の共通のページに載っていないのだと思いますが、どういう審議会があるのか、全体像が見たいときに、よくわからない作りになっている。例えば審議会などの情報は、情報公開の審議会等一覧のページの対象になる全ての審議会等の名称が表示されていて、ここから、その審議会の議事録が掲載させている審議会専用のページにリンクされていて、移動できると良いですね。

折原主幹 会議公開の対象会議では事前公開の決まりがあり、開催の1週間前までに、お知らせを共通の書式に記載し、ホームページへの掲載とともに区役所・支所・公文書館などに置くことになっています。

竹井委員 公開した結果はどうなっているのですか。

瀧峠部長 開催のお知らせは個別にしていますが、会議公開の結果なども含めて審議会等の全体像が見える仕組みとして、ホームページなども含めて色々な入口があり、それぞれが関係付けられる公開のしかたといったものは必要だと思います。役所の縦割りが弊害となっている部分があるのだらうと思います。

梅本委員 いろいろな委員会の状況を調べようと思って市のHPを色々検索してみましたが、リストはあってもすべてが網羅されているのかわかりませんでした。どんな会議があるのか一度に確認できなかったのが残念でした。トップページや市政だよりで委員会、審議会等開催や市民委員募集のお知らせが出てくることに加えて、今ある審議会の概要のページなどを、すべて網羅したようなリストのような形で改良して、検索しやすくすることで、参加を促進するにも繋がるのではないのでしょうか。

小島委員長 この領域に興味があるから参加するという人もいれば、何でもいいからとにかく社会参加したいという人には縦割りではなく、情報が一覧できたほうがいいわけですね。

瀧峠部長 市政だよりについては、従来は公募委員の募集などは個別の記事として載せていたものを、最近は、公募委員の募集やパブリックコメント募集については、それぞれ一つの箇所に欄を設けてまとまりをつくって記事に載せるように工夫しています。

矢島委員 この間、川崎市のIRに関するHPが見やすさランキングで1位になっていましたが、どのような点が評価されたのでしょうか。それはさておいて、参加をすることはなかなか難しいもので、市政などに参加をしようという意欲がある人とまったくない人がいますね。意欲がまったくない人に対しては少しでも参加しようと思ってもらえるようなきっかけがどれだけあるのかが問題です。参加したいという意欲のある人は自分である程度努力して情報を取って、参加していると思いますが、多くの人はそうではありません。ホームページなどいろいろな形で接しやすい情報があった上で、接しやすいものから参加してみるといったことではないのでしょうか。そのように参加してみようかという気を掻き立てるような仕掛けをどうすれば作れるのか。意欲がない人の内、半数はどうやっても参加しないと思いますが、何割かの人は参加してくれるかもしれない。そのきっかけはどんな形がいいのでしょうか。実験的に、今までやってこなかったようなことをやってみる価値がある気がします。

小島委員長 社会協議会はボランティアセンターをやっていますが、とにかくボランティアしたい人が登録しています。それがきっかけになる場合もありますし、本当にボランティアを必要としているNPOからすればその都度募集した方がニーズに合った人が集まるでしょうし、どちらもあった方が

いいということです。公共哲学的に、参加は義務か権利かということを考えると、審議会などへの参加は基本的に義務ではなく権利です。参加する権利を行使しやすいような方法を考えることは自治基本条例でも考えるべきことだろうと思います。個別、全体募集の両方があってもいいかもしれませんが。そういった意味では、審議会や委員公募情報などに一覧性を持たせるというのは社会参加実現の権利を実現させる機会を作ることだと思えます。

吉田委員 資料2の一覧は条例順になっていますが、実際には複雑に絡み合っていると思います。例えばサンキューコールは情報を得るための手段の1つでもあり、参加の機会だけではなく、情報共有の手法とも関係があるのではないのでしょうか。サンキューコールが重要な入口ではないかと思いますがどのようなものなのでしょうか。

総合コンタクトセンターについて（資料4）（神山総務局市民情報室市民の声担当主幹）

あらゆる相談や意見について電話、メールなどを通して受けており、簡単な問合せであればその場で対応しています。複雑な内容であれば担当課に繋ぐシステムになっています。民間のコールセンターのようなものと考えてください。平成18年度は1日当たり50件でしたが、最近では平均70件多い日は100件の利用があります。他都市のコールセンターとの利用件数の比較は、設置の事情や運用が異なるため比較は難しいです。市の代表電話は広く周知されているということもあって、サンキューコールの約8倍の利用回数がありますので、サンキューコールの啓発ちらしを転入手続きの1式に入れて渡すようにしています。また区民課の窓口でも、シールやチラシなどを配布しています。

矢島委員 とてもいい仕組みだと思いますが、HPを見たときにまったく目に入ってきませんでした。知っている人が少ないのではないのでしょうか。また、代表電話は多いかもしれないが、サンキューコールにかければ何かしら答えてくれるということだと思うので、高齢者にとってもいい制度ではないのでしょうか。もっと知らせてはどうですか。

小島委員長 サンキューコールなどは例えばケーブルテレビなどで紹介をすることで日常に定着するのではないのでしょうか。特に中高年の市民は、もらっても忘れてしまうこともあるので、日常生活の中で知らせる必要があるかもしれませんね。

神山主幹 市の公用封筒や市政だよりのロゴ部分にはサンキューコールの電話番号を入れています。

瀧峠部長 平成18年度より、電話交換からコンタクトセンターに移管しましたが、サンキューコールが1日100件前後、電話交換が一日500件～600件あるということで、両方合わせると1日600～700件のお問合せがあります。電話交換は電話の取り次ぎという性格が強かったので、その場で回答できる率は少ないのですが、それでも本庁の代表電話でも約2割は所管課に取り次がずにその場で回答しています。また、サンキューコールの宣伝については、副次的ではありますが、実際にサンキューコールを利用した市民の皆さんから口コミで広まっている部分もあると聞いています。

矢島委員 今議論をしているような自治を推進しようとか自分たちが活動をしたくて何かに参加したいといったような具体的な問合せについては少ないのではないのでしょうか。

神山主幹 確かに自分の身の回りで困っている事案が多いです。

矢島委員 サービスとしてはいいのですが、自治的な参加や権利の実現に影響を及ぼすようなための仕掛けにするにはどうすればいいでしょうか。

小島委員長 特定の活動に参加したい層と、何かに参加したい層がいますね。何かに参加したい人たちの参加の権利実現にはどうすればいいかということですね。例えば私がとにかく川崎市政に参加したいというときにはどう答えますか。

神山主幹 まずはどんな分野に興味があるのか聞きたいと思います。あるいは、ご要望を伺いどんな委員会があるのか調べて回答します。

梅本委員 2回ほど利用したことがあります、すぐに回答をもらえて、その場で対応についてアンケートを行っていました。とてもよかったですと思います。

神山主幹 アンケートは昨年1週間単位で3回実施したので、たまたまその時期にご利用いただいたのだと思います。ご協力ありがとうございました。

吉田委員 「ITの活用」という中に、ポータルサイトとありましたが、まいぷれや川崎タウンとは違うものですか。どのような取組なのでしょう。

地域ポータルサイト等による情報共有について（資料3）（小倉総務局システム企画課長）

川崎市のHPとは別に、現在入口を増やそうとしています。方法としては、民間の例えば「まいぷれ」や「川崎タウン」といったポータルサイトを運営している事業者を利用し、行政の情報を発信して載せてもらうといった形を考えています。資料3に掲載してあるポータルサイトは実際に計画しているもので、対象別に特色のあるサイトを使い分ける予定です。また、川崎市では情報をHPに掲載するためCMSという仕組みを利用しており、職員が作成した文章をダイレクトに送信できるようにしています。今年度は試行スタートですが、来年度から増やしていこうと考えています。

吉田委員 私が活動している高津区まちづくり協議会では、現在新しく協議会のホームページを作成中ですが、そのページの中に、地域のイベント情報を掲載する試みをしています。市民の独自の活動として開催するイベントなどは、行政のホームページにはなかなか掲載されないからです。

そういう課題を解消するという意味では、地域ポータルサイトを使うことで、例えば民間が行うイベントと行政が行うイベント情報が同じカテゴリの中に掲載され、地域のイベントに参加したい市民の方が、いろいろな情報を一度に探せる仕組みになるということですか。

小倉課長 反対に市のHPを見なくても、民間の方を見ていればすべてわかる形にするつもりです。市の情報を見るつもりはなくとも、ポータルサイトを見ていれば自然と市の情報を伝える仕組みとと考えてください。内容は市全体の情報が主体となっていますが、市の職員が作成したときに必ず載せて欲しいサイトや対象をチェックしてもらう予定です。

竹井委員 情報は本庁勤務の職員だけでなく、区の職員でも誰でも掲載できるのですか？担当部署が決まっていて、そこからでないで発信できないという仕組みではなく、どこの部署からでも発信できる仕組みということでしょうか。

小倉課長 CMSなので、区の職員も利用できます。もちろん、職員が勝手に情報を掲載できるということではなくて、係長・課長の決裁は必要になりますが。

矢島委員 宮前区をモデルとした地域ポータルサイトとは簡単にいうとどういうことですか。

小倉課長 2年ほど前に試験的に宮前区のポータルサイトを開始しました。「みやまえぼーたろう」という名前ですが、そのまま地域のものとして残っています。今回のものは全市で実施するという事です。

小島委員長 他にいかがでしょうか。住民投票はいかがでしょう。まだ条例提案の正確な年度は分からないのですか。

瀧峠部長 昨年9月に検討委員会で報告書を作成しました。それを基に対象事項や、発議の必要署名人数の規定などを検討中です。また、現状の地方自治システムはいわゆる間接民主制、選挙で市長や議員さんを選んで議会制民主主義のシステムの中でやっているわけですが、住民投票はどちらかという直接民主制というか直接市民の意向を聞いていく仕組みになりますので、その部分がどううまく融合していくかということについても検討しています。平成20年度には条例の制定をしたいと考えています。

小島委員長 いずれにしても諮問尊重型にならなければいけません、出てきた答えを首長や議会がどう判断していくかという話ですね。

瀧峠部長 現状の課題は、住民投票の結果をどう反映させるかというよりは、住民投票を実施することに当たっての議会のかかわり方ということですね。

小島委員長 情報公開無しに住民投票はできないが、どう情報提供をするか、どの程度できるか、市民が情報共有していく場があるのか、といったことはどうするつもりですか。

瀧峠部長 まだ決まっていませんが、選挙は選挙公報があります。住民投票でも一定の準備期間を置き、案件に対する情報、賛成反対の意見を中立的に提供していくような住民投票用の広報をきちんと作っていく予定です。

小島委員長 海外では、住民が賛成や反対について議論を重ねた上で投票すると、まったく違った結果が出ています。多角的な情報を貰い、思考するプロセスがあることが大切だと思います。どういう仕組みにするのか、機会を作るのか、行政だけが情報提供しては恣意的なものになってしまうかもしれません。

竹井委員 行政の持っている情報をどう市民に示すかということと、市民の情報をどう発信するか、行政とは発信力の差があるので市民の情報をきちんと伝えられる仕組みをきちんと作らなければならないのでは。

小島委員長 たしかにそうですが、情報の精度にも違いがあります。行政の方が情報の多元性はあると思います。他に意見はありますか。

竹井委員 第32条「協働の取組」の課題について、区に可能な範囲と限定してしまう場合もあり、区境を超える全市的な課題について、区の協働事業では受け入れられません。また、区行政が把握している課題になっていないような、新しい課題については、どこに持っていけばいいかわからないことがあります。市民にできることを提案して欲しいと言っていますが、それでは問題があるのでは。協働の内容やそれぞれの役割について合意する必要があると思います。現場運営の面で市民も職員も足りない部分を感じます。

瀧峠部長 第32条「協働の取組」に関して、協働のルール検討委員会からの報告がありますが、現在市では協働型事業のガイドラインのようなものを作成しています。また、市民提案型事業については区が先行して行っているものの、全市版窓口の整備も進めています。

小島委員長 協働は、市民局だけではなく、すべての局で行っていることだと思います。協働型と言い切るのではなく協働的とし、協働実践が共有されることが、よりよい方法やきっかけにつながるとても大切なことだと思います。これこそが協働型の実践であり、大きな範囲の中にもいくつかタイプがあるということが分かってきます。協働を定義することは非常に難しいので、大きく捉えることが必要です。前回も触れましたが、協働に対応できる職員の人材育成が重要な課題ではないでしょうか。

矢島委員 第32条の課題として2点挙げられていますが、すでにある市民活動団体にいかに上手くやってもらえるかといったことが中心になっています。そうではなく、個人でも活動したい人・団体を作り出していくことの方が課題ではないでしょうか。

小島委員長 最近はソーシャルイノベーターという言葉もありますが、新たに活動を始めようとする市民に対しては、市民活動センターで対応していると思います。

折原主幹 例えば活動資金の確保のため、川崎市民広域活動助成金制度として、スタートアップ支援(新しい事業を始める時の助成金)、ステップアップ支援(現組織を向上させるための助成金)というものがあり、また人材育成(入門講座など)も実施しています。何かに取り組みうとしたときに、うまくコーディネートするための総合的な仕組みを考えていく必要があるのかもしれない。

矢島委員 例えば、ある人が子育てなどの問題に出会いSNSを作ろうと思った場合、どうすれば市や区がバックアップしてくれるのかを知るための場所があるのかを疑問に思います。すでにある市民活動団体も大事ですが、もっと新しい団体はどうすればいいのでしょうか。

小島委員長 新しい団体の育成については、それを協働の部分に書くべきかどうかという問題があります。従来、協働とは市民活動支援、自治体と人々が協力することであり、ボランティア育成(人材育成)は本来協働ではありません。ただ、場所がないので協働に書いてあるのだと思います。矢島委員の指摘は協働ではなく、第9条「コミュニティの尊重」など、新に人々のつながりを作ることに近いのではないかと思います。

吉田委員 「多様な参加機会の整備」部分に総合コンタクトセンターしかないのもおかしいと思います。

小島委員長 確かに。どこに何を書くかをもう少し考えたほうがいいのではないのでしょうか。ただし、多様な参加機会における参加とは、市政への参加という意味なので、社会参加とはまた別です。

竹井委員 例えばまちづくり組織で日々、職員と市民が付き合う中で協働していますが、協働のルールは一部分にすぎません。また、提案型事業では、協働とはいえ、行政側は、市民が主体で動いてほしいという感じになる問題があります。

小島委員長 第32条には協働型事業の拡充だけではなく、協働実践の共有も必要ですし、反対にシニア施策の実施はここには必要ない気がします。今回、川崎アクションシステムの総合企画局の中で自治推進に関わる部分をまとめてもらったと思いますが、タイトルに「自治運営に関する主な制度・施策」とあります。本委員会は条例全般を見ているものであるため、自治運営に限定してしまうと他の部分が抜けてしまっています。更に、対市民に限定した制度しか乗っていません。自治運営は対市民だけではなく、第15-17条にある評価や運営なども関連しています。第15条では、社会変化の中で行政組織をスリム化、状況に応じて組織再編をしなければなりません。第17条でも評価はしましたが、それをアクションにどう繋げるかも課題です。また、出資法人への適正な指導・調整なども納税者の視点から見れば、重要な関心事項ではないでしょうか。市民の皆さんは様々な視点で見ているので、現在の一覧では足りない部分が沢山出てくると思います。

市民生活に直結する部分では第6条「市民の権利」から、行政サービスを受ける権利があります。第8、9条でも市民生活と関わっています。自治基本条例は、自分たちの生活にどう関わり、どう良くなるのか、そのために行政はどのようなサービスを開発しているかという視点で見る市民にとっては十分ではありません。例えばCSRではグローバルコンパクトに参加しています。全部を網羅するのは難しいかもしれませんが、白書と考え代表例のみを載せるだけでもいいのではないのでしょうか。市民生活に関わる重要な施策が本年度実施されたのであれば、範囲を設計しなおす必要があるのでは。現状では、市民に関わる自治運営に関わる施策に限定して整理してしまっているのもっと広い視点からまとめてはどうかと思います。

瀧峠部長 範囲のどこまでやるかというのは難しい問題だと思います。市民自治の部分だけではなく、自治体運営のベースになる総合的計画作り、政策評価の仕組み、財政運営の仕組みといったものを盛り込むということでしょうか。

小島委員長 そうです。全部は無理ですが、第15-17条、第6-9条でも市政として代表的なものがあれば取り上げてほしいです。条例を作ったってどう市民生活が変わるのか、といった質問をよく受けま

す。自治基本条例は市民活動をしている一部の人のための条例ではないので、幅広い市民の視点に答えられるようなものにしてほしいです。

矢島委員 今回の2枚の一覧は、報告書を作るに当たってまとめに使うということですか。

小島委員長 その通りです。更に一覧に入らなくても、文章で掲載することは可能ではないでしょうか。

パブリックコメント手続について（資料5）（綱島総務局市民情報室市民の声担当主幹）

平成19年度4月1日から施行されており、目的は自治基本条例に基づく市民の市政参加、行政手続法の透明性向上のため。行政計画、条例、基準等を作成段階でパブリックコメントを実施します。

施策案を公開、市のHPに掲載、30日間以上市民の意見をもらう、それを踏まえ行政で施策案を作成する、作成後には公表、HPで公開しています。

施行前に試験運用をしていましたが、平成19年3月31日までに9件実施しました。条例施行後平成19年11月14日現在、31件実施しています。詳細は別紙参照ください。P.2、意見が一番多く寄せられたものは、「市立高等学校改革推進計画」でした。また、パブリックコメント手続きを免除できる場合としては、国の法律が改正された場合に条例文を改正するときなどが該当します。

課題は、周知の徹底。まだまだ庁内自体に周知徹底できていないことです。また市民に対しても市政だよりなどに意見募集欄を作ることなどによって徹底していきたいと考えています。意見をもらうための工夫が足りない。意見がまったく無かった政策も3つあり、今後は施策に関する概要版など、市民に分かりやすい資料を添付していこうと考えています。市民意見を適切に反映できる段階でパブリックコメントを実施する。市民の意見が反映可能な時点で実施しなければ意味がありません。公共施設に関しては必ず設置条例を策定しなければなりません。その時点でパブリックコメントを募集しても反映が難しいため、設置条例を制定する前に実施していく必要があると考えています。また、行政計画の前である基本計画の時点でパブリックコメントを実施したいです。

今後はさらに課題を抽出し、その検証結果を庁内において周知徹底を図っていきたいとも思います。

小島委員長 こんな意見が市民からありましたといった公表はリアルタイムで実施されますか？

綱島主幹 施策を発表するときに、パブリックコメントでいただいた意見を公開しています。

小島委員長 パブリックコメントでこういった意見が寄せられていますとリアルタイムで情報公開することにより、さらに意見が出てきます。パブリックコメントの特定性は不特定多数であるということです。意見を増やすためには分かりやすい資料を配布するのも1つの方法ですが、意見を公開することで他の意見が出やすくなります。テーマによってはステークホルダー（事務局注：利害関係者）に限られる場合がありますが、特定の人しか参加していない場合でもリアルタイムで公開することにより、潜在的なステークホルダーが出てくる可能性もあります。

竹井委員 確かに、一方通行で意見を出す場合、分からない部分もあるだろうから他の意見を見られることはいいかもしれませんが。また資料5、2の(3)にもありますが、前段階からずっと情報提供・情報公開し理解を得た上でパブリックコメントをしないと、市民が知らない間に進んでしまうと思います。第15条も関連していると思いますが、市民が分かるように情報公開をしないと意味がなくな

ってしまうのではないのでしょうか。

自治推進委員会報告書の柱立てについて（資料6）（総合企画局折原主幹）

大きく5本の柱立てを考えています。

1. 自治推進委員会の役割
2. 自治運営に関する制度等の構築・実施状況
資料2に関連していますが、市に関わる制度を俯瞰して整理する予定です。ご指摘のあった通り大きな枠組みの中で捉えて進めて行けるようまとめていきます。
3. 自治運営に関する制度等の検討状況
今までの委員会検討内容を入れることを考えています。
4. 提言
今まで委員の皆さまからいただいた内容、意見などを整理し盛り込んでいく予定です。
5. 第2期委員会に向けて
今後検討していく中で考えていく予定です。

今後、意見を整理し次回までにそれぞれの柱の項目ごとに概要を提示し、再度皆さんから意見をいただき整理し、次に報告書案を提出しご意見をいただくといった流れを考えています。

矢島委員 提言部分について、数はこの程度でいいのか疑問に思います。質の問題なのかもしれませんが。

小島委員長 資料2の一覧表にある課題は自治推進委員会が分析したものか、市が自己点検した結果見えた課題なのかという問題があります。これはあくまでも市が自己点検した結果として整理された課題だと思うので、それを受けた提言の部分で何を書くかが問題です。もしあれば追加して欲しいと思います。また、柱立て2番が条文ごとになっていますが、読みにくいと感じます。例えば「情報共有・参加」とか、第15-17条に関わる部分などは「ガバナンス」といったようにまとめた方がいいのではないのでしょうか。項目として(1)~(14)と並べるとこれだけしか無いのかという誤解を与えてしまうため、3・4個に仕切ってまとめた方がいいのでは。また白書的な意味合いを持たせるのであれば、第1-4条なども特徴的な施策や動きなど関連することを載せてはどうですか。

吉田委員 報告書は文章化することになるのだと思いますが、概要版か市民が読みたくなるようなものは考えていらっしゃいますか。

折原主幹 概要版というか、読みやすいものが必要だろうということは考えています。

梅本委員 子供に何らかのリーフレットのようなものを作ることはいかがですか。授業に役立つようなものがあればいいのではないのでしょうか。

小島委員長 それはむしろ提言の部分にあるように、子供達にどのように知らせるかということで書くのもいいのではないのでしょうか。逆に、どうすれば子供たちに伝わるのかをご自身で考えてみてもいいのではないのでしょうか。

矢島委員 提言の中で、区民会議部分が大事ではないかと思いますが、何か具体的に話し合ったことはありましたか。

小島委員長 議事録を見てもらえれば分かると思いますが、区民会議はこうでなくてはいけないといったものではなく、地域社会の中で作っていくことが大切、またまちづくり推進委員会との関係などについて話し合ってきたと思います。私たちももう一度議事録を読み直す必要があるかもしれません。

矢島委員 そうであれば、その中から、もう少し具体的な中身が分かる小見出しを出していただきたい。

小島委員長 それは、先ほども報告があったように、今は項目だけになっていますが、これから概要を書いていくのだと思います。反対に、その文章から小見出しが出てくることもあるでしょうね。

梅本委員 来年3月に中間報告会をやると思いますが、そこで報告する予定はありますか。その報告の内容を報告書に入れることも考えられますか？

折原主幹 自治推進委員会の取組の中で、これから検討していく必要がありますが、フォーラム等を開催するのであればその内容なども含めて、こちらで議論されたものは報告書に入れていきたいと思っています。

吉田委員 柱立て素案の最後の部分で、第2期自治推進委員会に向けてとありますが、第1期で何を議論し、整理して、第2期に向けてどのような議論、論点が残っているのかの一覧があると分かりやすいのではないのでしょうか。

小島委員長 第2期に向けてと書いてしまうと、次の委員会を拘束してしまうかもしれないので、残された課題という感じでいいのでは。重要な参照情報として作成するのであればいいと思います。今後暫時、内容が具体的になっていきますので、よろしくをお願いします。

事務局

次回、第7回委員会の日程等についての事務連絡

日時 2月中旬 詳細は後ほど。

場所 未定

内容 「報告書のとりまとめ」を主な議題とする。順次委員に諮りながらとりまとめを進めていきたい。

また、自治推進委員会フォーラムを3月初旬に開催する予定ですが、次回委員会で詳細を説明したいと思います。

小島委員長 3月初旬に、川崎市の市民自治創造・かわさきフォーラムで自治推進にかかわる分科会を持ちたいと思っています。その場を借りて委員会のフォーラムをやる予定です。また今後の予定ですが、概要版が事務局から送られてきたものに対し、事務局に意見を伝えます。それを受け文章化したものを2月の委員会で提示。そこでも調整し完成する予定です。

まだ委員同士の話し合いが足りないと思いますので、もう一度、都合のいい委員と事務局のみで小委員会を1月中に開催してはどうでしょうか。

(委員一同了承)

小島委員長 では日程については、改めて調整させていただき、事務局のほうからご連絡させていただきたいと思います。以上で本日の予定を終了したいと思います。お時間を超過して申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

閉会